（別記様式第１号）

計画作成年度	平成３１年度
計 画 主 体	北海道苫前郡羽幌町

羽幌町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担当部署名　北海道苫前郡羽幌町役場農林水産課
所在地　北海道苫前郡羽幌町南町１番地の１
電話番号　０１６４－６２－１２１１
ＦＡＸ番号　０１６４－６２－１２１９
メールアドレス　n-nousei@town.haboro.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、アザラシ類、トド
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	北海道苫前郡羽幌町

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（平成 29 年度※アザラシ等は３・４月に被害が集中するため暦年表示）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　目	被害数値
エゾシカ	水稲 小麦 大豆 蕎麦	21ha　7,620千円 6ha　1,800千円 10ha　3,440千円 2ha　1,350千円
ヒグマ	人家近くへの出没対応	箱わなの設置　1箇所 看板設置　1箇所 目撃情報　3件
アライグマ	野菜 スイカ等 トウモロコシ 飼料	0.2ha　130千円 0.3ha　250千円 0.2ha　310千円 20kg
キツネ	野菜 ﾒﾛﾝ トウモロコシ	0.2　34千円 20千円 0.7　220千円
アザラシ類・トド	漁具(かれい刺網他) 間接被害(水産物)	12,994千円 128,666千円

（２）被害の傾向

エゾシカ	出没頻度や被害状況についてはここ数年変わらず推移し、被害の多くは積雪期を除く４月～11月に集中しており、特に雪解け期から初夏にかけて活動が活発で、稲の苗や大豆などの新芽や葉の食害などがあり、稲刈り時期の９月以降にも活動が盛んで、稲の踏み荒らしや秋小麦の新芽の食害などが多発している。また、積雪後も雪を掘り起こしている姿も確認されている。
ヒグマ	ヒグマの出没の頻度は一定ではないが、例年６月～10月に目撃されている。 主に、郊外の農地や林道で足跡が発見されている。

アライグマ	野菜、トウモロコシの食べ散らかしなど農作物に被害があり、捕獲頭数の増加など、ここ４～５年で生息数が確実に増加してきており、捕獲数は毎年度最多を更新している。
キツネ	目撃情報や被害については以前から発生しており、ここ数年においても変わらず推移している。被害の多くは夏に集中し、野菜、トウモロコシの食べ散らかしなどがある。
アザラシ類・トド	１年を通じて羽幌・天売島・焼尻島沖合に来遊し、刺網や島の小定置網内の水産物を食い荒らし、漁具にも被害を与えている。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（平成29年度）	目標値（平成33年度）
エゾシカによる農業被害	３９ｈａ １４，２１０千円	１５ｈａ １，７００千円
ヒグマによる人身事故件数	０件	０件
アライグマによる農業被害金額	０．７ha ６９０千円	０．２ha ２００千円
キツネによる農業被害金額	０．９ha ２７４千円	０．２ha ６０千円
アザラシ類・トドによる被害金額	１４１，６６０千円	１００，０００千円

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
エゾシカ捕獲等に関する取組	エゾシカの捕獲は狩猟によるものと有害駆除によるものに限られ、有害駆除による町内の捕獲目標は150頭としてきた。 駆除の実施を猟友会羽幌支部に委託しており、実績は平成28年度140頭、平成29年度157頭、平成30年度150頭となっている。	捕獲は北海道の保護管理計画により規制緩和が行われているが、町内の森林の８割以上を占める国有林の狩猟による入林の規制や狩猟者の高齢化に伴う捕獲の担い手の育成が課題となっている。 また、町内にはエゾシカ肉や皮等の利活用施設がなく、廃棄物処理施設も無制限な受け入れが困難であるため、増加する捕獲個体の処理費対策や有効活用の方法などが課題となっている。

ヒグマ捕獲に関する取組	人家近くへの出没に関しては、ハンターの出動、箱わなの設置を行い捕獲に努めているが、被害防止対策としては追払いを基本として行う。	ヒグマの出没が夜間に多いことや非常に敏感な性質であることから捕獲実績は上がっていない。 ゴミや廃棄農作物の適正管理など誘引物除去対策は非常に重要な課題となっている。
アライグマ捕獲に関する取組	ここ４～５年で急増し、農作物への被害が出てきているため、箱わな等による捕獲を行い、被害防止に努めており、実績は平成27年度74頭、平成28年度63頭、平成29年度103頭となっている。	箱わな等による捕獲を長期的に継続して実施することにより、繁殖や生息地の拡大を防ぐ。 箱わな等の機器が老朽化する時期のため計画的な更新が必要となっている。
キツネ捕獲に関する取組	以前から農作物への被害が出ていたが、特に被害防止対策は講じていなかった。	箱わな等による捕獲を長期的に継続して実施することにより、繁殖や生息地の拡大を防ぐ。
アザラシ類・トド捕獲等に関する取組	トドは、天売・焼尻両島地区に限って平成13年度まで、年10頭以内の駆除事業を実施。平成15年以降は被害対策として刺網購入費用の助成に切替て実施している。 平成19年度から北るもい漁業協同組合が北海道連合海区漁業調整委員会からトド採捕承認を得て、アザラシ類は有害鳥獣駆除許可により、駆除・追い払いを猟友会のハンターへ委託している。	アザラシ類・トドの駆除は、上陸個体について実施しているが、上陸個体は天売・焼尻両島に限られており、ハンターを羽幌から派遣するため迅速な対応が難しく成果が出ない状況にある。
防護柵の設置等に関する取組	平成22年度に延長95,000ｍを整備したことにより、被害地域である農地のほぼ全体をカバーしている。今後、未設置地区を対象に整備を検討する。	エゾシカは電気柵をジャンプで越えたり、電流が弱まると倒して侵入するなど、完全に防護することができない状況にある。

（５）今後の取組方針

エゾシカの被害防止対策に関しては、実施した鳥獣被害に関するアンケート結果から、シカの駆除に対する要望が強いことから、猟友会に委託する有害鳥獣駆除の取組を継続し、狩猟免許取得の奨励につながる対策を実施するなど捕獲を中心に行い、拡大する生息数の減少を目指すとともに農作物被害を防止するため、電気柵以外にも有効な侵入防止対策を模索する。また、講習会の開催により多様な捕獲方法の技術の習得と減頭に努める。

ヒグマの対策に関しては、捕獲を前提に行うことなく、従来どおり人家近くへの出没に対して追い払いを基本に取り組む。

アライグマの対策に関しては、箱わなやエッグトラップによる捕獲を行い農作物への被害防止に努める。

キツネの対策に関しては、箱わなによる捕獲を行い農作物への被害防止に努める。

アザラシ類・トドの対策は、被害抑制のため銃器を用いた追払い及び駆除を行う。漁業者への被害対策として刺網購入費に対する助成の継続を行う。

ハンターは、対策の中心となるため育成・確保を推進する。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

羽幌町鳥獣被害防止協議会（以下、「協議会」という。）の構成員及び狩猟免許取得者の中から実施隊員を町長が指名または任命し、対象鳥獣の捕獲を行う。

エゾシカ及びヒグマの捕獲等は、羽幌町及び協議会の管理監督の下、実施隊員が猟銃・箱わな等による捕獲等を実施する。

アライグマの捕獲は、地域住民の協力の下、羽幌町職員が箱わなやエッグトラップにより捕獲を実施する。

キツネの捕獲は、羽幌町及び協議会の管理監督の下、許可のある実施隊員が箱わなにより捕獲を実施する。

アザラシ類・トドについては、捕獲に関する各申請は協議会の構成員である北るもい漁業協同組合が行い、捕獲等は羽幌町及び協議会の管理監督の下、狩猟免許のある実施隊員が猟銃により実施する。

なお、エゾシカ及びヒグマ、アザラシ類・トドの捕獲等は、遠距離から安全かつ正確に仕留めることができ、短時間で効率よく捕獲を行うために、猟銃所持許可のある実施隊員についてはライフル銃を使用できるものとする。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
３１年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ アザラシ類 トド	猟銃所持許可取得に関する初心者講習会受講費用 狩猟免許試験予備講習参加費用及び狩猟免許試験 申請手数料相当額の助成（許可取得後の被害防止対策の実行部隊参加を条件とする）。
３２年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ アザラシ類 トド	猟銃所持許可取得に関する初心者講習会受講費用 狩猟免許試験予備講習参加費用及び狩猟免許試験 申請手数料相当額の助成（許可取得後の被害防止対策の実行部隊参加を条件とする）
３３年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ アザラシ類 トド	猟銃所持許可取得に関する初心者講習会受講費用 狩猟免許試験予備講習参加費用及び狩猟免許試験 申請手数料相当額の助成（許可取得後の被害防止対策の実行部隊参加を条件とする） 大きめのアライグマ用箱わなを導入し、大きいサイズの個体も捕獲できるようにする。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
エゾシカ	当地区のエゾシカの生息数は北海道の調査によると増加の傾向が顕著化しており、そのことは町内の農家を対象に行った鳥獣被害に関するアンケート結果とも一致していた。 特に、ここ10年の増加は顕著であり、駆除に対する要望が大きいことから平成19年度には50頭であった捕獲頭数を平成24年度からは２倍の100頭、更に平成29年度は157頭に拡大して実施しており、今後も継続して取り組む必要があるため捕獲目標数は160頭とする。ただし、鳥獣保護区内での捕獲は行わない。
ヒグマ	追払いを原則とするため捕獲目標数は定めない。 繰り返しの出没や人身事故の恐れの高い個体については捕獲するが、出没が夜間に多いため箱わなの併用を行う。居住地区に近接する鳥獣保護区（離島を除く）については状況により捕獲対象区域に加える。
アライグマ	ここ４～５年の増加は顕著であり、平成29年度には例年の倍以上の103頭を捕獲し被害額も増加していることから、捕獲目

	標数をこれまでの80頭から90頭へ増やし、被害防止対策の強化を図る。
キツネ	以前から継続して農業被害等が発生していることから、捕獲目標数を定め、新たに被害防止対策を講じる。
アザラシ類・トド	アザラシ類は、北海道の有害鳥獣駆除許可の範囲内で追払い及び駆除を実施する。トドは、北海道連合海区漁業調整委員会による捕獲承認の範囲内で実施する。捕獲目標数は各30頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	３１年度	３２年度	３３年度
エゾシカ	駆除２１０頭 （狩猟５０頭）	駆除２１０頭 （狩猟５０頭）	駆除２１０頭 （狩猟５０頭）
アライグマ	駆除　９０頭	駆除　９０頭	駆除　９０頭
キツネ	駆除　１０頭	駆除　１０頭	駆除　１０頭
アザラシ類・トド	駆除各３０頭	駆除各３０頭	駆除各３０頭

捕獲等の取組内容
エゾシカは銃器を用い４月１日～翌３月31日までの１年間を駆除期間とする。 ヒグマは銃器・箱わなを併用し４月～11月を捕獲の期間とする。 アライグマは箱わなやエッグトラップにより捕獲効率のよい４～１１月にかけて一斉捕獲を実施し、それ以外の期間については出没状況により随時捕獲を行う。 キツネは箱わなにより被害の多い７月～８月にかけて一斉捕獲を実施し、それ以外の期間については出没状況により随時捕獲を行う。 アザラシ類・トドは、銃器を用い11月～翌年５月までを捕獲期間とする。
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
エゾシカ及びヒグマにあっては、ライフル銃を使用することにより、遠距離から正確に仕留めることができるため安全であり、短時間で効率よく捕獲を行うことができる。有害鳥獣の痕跡を追いながら広範囲を捜索し、ライフルの射程内で仕留める。捕獲の実施時期は、エゾシカは毎年度４月１日～翌３月 31 日までの１年間、ヒグマは４月～11 月とし、羽幌町内一円を範囲として捕獲を行う。 アザラシ類・トドにあっては、海上の岩場などに生息しており、至近距離

からの捕獲が困難であるため、遠距離から正確に射撃を行うことができるライフル銃が必要となる。捕獲の実施時期は 11 月～翌年５月までとし、天売島・焼尻島周辺を範囲として捕獲を行う。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
羽幌町内全域	エゾシカ

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

（２）その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
３１年度	アザラシ類 トド	刺網購入費助成 アザラシ類の生態調査、研究支援
	ヒグマ	誘引物の除去に関する指導、対応
３２年度	アザラシ類 トド	刺網購入費助成 アザラシ類の生態調査、研究支援
	ヒグマ	誘引物の除去に関する指導、対応
３３年度	アザラシ類 トド	刺網購入費助成 アザラシ類の生態調査、研究支援
	ヒグマ	誘引物の除去に関する指導、対応

５．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
羽幌警察署	住民の安全対策 （市街地に鳥獣出没時の対応）
北海道留萌振興局	被害防止対策の指導等
北海道猟友会羽幌支部羽幌部会	有害鳥獣の捕獲
羽幌町	有害鳥獣の捕獲及び捕獲依頼 関係機関との連絡調整 被害防止対策

（２）緊急時の連絡体制

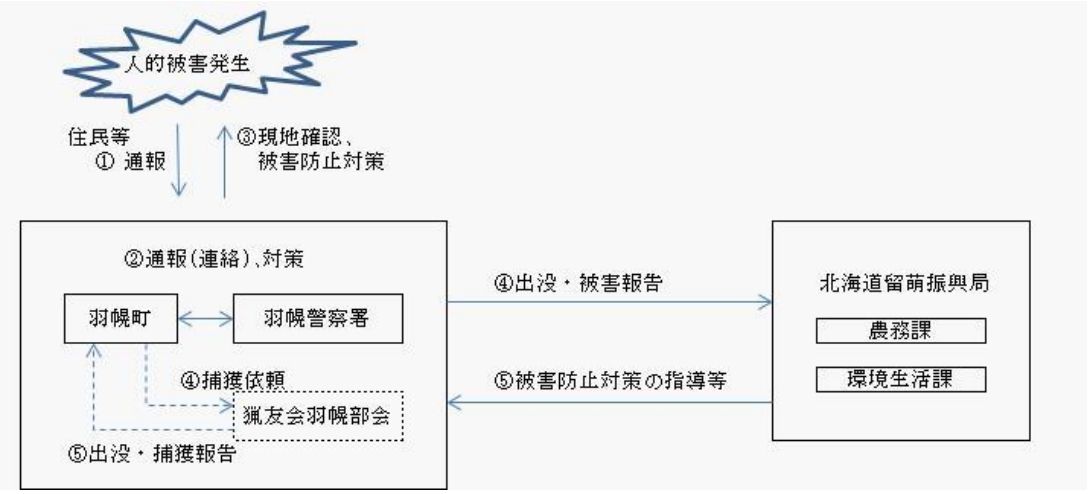

６．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	羽幌町鳥獣被害防止協議会
構成機関の名称	役割
羽幌町	鳥獣被害防止対策全体の総括 協議会に関する連絡・調整 猟友会との連絡調整 エゾシカ・ヒグマ・キツネの捕獲許可申請事務 住民への普及啓発
北海道猟友会羽幌支部羽幌部会	対象鳥獣捕獲実施の統括、会員との連絡調整 猟銃・箱わなによる捕獲作戦の立案、指揮
オロロン農業協同組合	農業被害の把握 鳥獣被害対策の実効、猟友会との連絡調整
北るもい漁業協同組合	漁業被害の把握 アザラシ類・トド捕獲許可申請事務 鳥獣被害対策の実行、猟友会との連絡調整
留萌中部森林組合	林業被害の把握
留萌農業改良普及センター	被害防止対策への指導、助言
留萌北部森林管理署	出没被害情報の提供 被害生息調査

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
留萌北部森林管理署	国有林の入林承認
北海道留萌振興局農務課	鳥獣被害防止総合対策事業の指導
北海道留萌振興局環境生活	鳥獣対策（捕獲許可関係）ヒグマ・アザラシ類

課	
北海道留萌振興局水産課	鳥獣対策(捕獲許可関係窓口)トド
羽幌警察署	住民の安全対策 （市街地に鳥獣出没時の対応）
ＮＰＯ北の海の動物センター	焼尻島アザラシ類の生態調査、研究

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・平成25年12月、羽幌町が町職員と猟友会で構成する被害防止対策実施隊を設置した。
・構成員　28名（平成31年３月現在）
・被害防止施策　一斉捕獲事業、囲いわな捕獲事業

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカの捕獲個体は、できるだけ利活用する旨ハンターに要請し、町内の一般廃棄物処分場での処理量の減量化を図るとともに、残滓の処理は的確に行い、また搬出等困難な場合の捕獲現場での埋設等については適切に行われるよう指導する。

捕獲したアライグマは、炭酸ガスで殺処分し、町内の一般廃棄物処分場に搬入する。

捕獲したキツネは、炭酸ガスで殺処分し、町内の一般廃棄物処分場に搬入する。

アザラシ類の捕獲個体は、学術調査用検体として出来るだけ提供する。

８．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項